

2026年6月1日

お客さま各位

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

休眠預金等活用法に関する公告

当社は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）第3条第1項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金ならびに信託（以下、併せて「預金等」といいます）について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権等が消滅することとなりますが、引き続き、当社を通じて、当該預金等の元本および利子等に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取引店までご照会ください。

1. 対象となる預金等

2016年1月1日から2016年6月30日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2027年6月1日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上